

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金 ハード整備支援事業チェックリスト

下記の「確認事項」に該当する場合、チェック欄に「レ」を記入してください。  
補助金受給には、下記すべての確認事項に該当したうえで、市の審査を経る必要があります。

確 認 事 項	チェック
①対象企業の要件をすべて満たしている。 ・本店または主たる事業所が四日市市内である。 ・四日市市内において1年以上事業を営んでいる。 ・中小企業者または小規模事業者である。 ・(個人の場合) 四日市公共職業安定所等の雇用保険適用事業所又は労働者災害補償保険適用事業主である。 ・市税を完納している。	
②工事の開始前である。	
③年度内に工事を完了し、実績報告をすることが可能である。	
④予定するハード整備は次のいずれかに該当する。 <input type="checkbox"/> 女性用トイレの新設(洋式) <input type="checkbox"/> 既存の女性用トイレを和式から洋式に改修 <input type="checkbox"/> 既存の女性用トイレを非水洗(洋式)から水洗(洋式)に改修 <input type="checkbox"/> 男女兼用のトイレまたは更衣室を男性用と女性用に分割 ※1 <input type="checkbox"/> 男性用または男女兼用トイレを多機能トイレ(※2)に改修 <input type="checkbox"/> 女性用トイレを多機能トイレに改修 ※3 <input type="checkbox"/> 女性用更衣室または授乳室の新設・改修 <input type="checkbox"/> 仮眠室を兼ねる女性用休憩室の新設 ※4 <input type="checkbox"/> 女性用浴室・女性用シャワー室の新設 ※5 <input type="checkbox"/> 子どもの遊び場スペースの新設 <input type="checkbox"/> 子連れ出勤する従業員用の事業内乗降場所の設置・安全対策 ◎工事について、図面(間取り図)や業者の見積書を添付してください	
⑤上記について、他の公的な補助金を受けていない。	
⑥整備する設備は従業員用である。(トイレは従業員顧客兼用を含む。)	
⑦単なる備品の購入ではない。	
⑧整備対象となる部屋の壁は固定された壁であり、移動式のパーティションやロールスクリーン等ではない。	
⑨ <input type="checkbox"/> 工事を委託する(対象経費は資材費、工賃を含む。) <input type="checkbox"/> 自社で施工する(対象経費は資材費のみ。人件費等は対象外。)	
⑩今年度、この補助金のハード整備支援事業を申請していない。	

- ※1 分割後のトイレは洋式であり、入り口から完全に男性用、女性用に分離されている場合に限る  
 ※2 車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレ  
 ※3 改修により女性専用トイレが0になる場合は、対象外  
 ※4 夜間業務がある等、職務上必要と認められる場合に限る  
 ※5 汚れやすい作業や高温環境下の作業など職務上必要と認められる場合に限る

記入日 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_